

# トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコースのご案内

## 1. 若年・女性建設労働者トライアルコースの概要

- ・離転職を繰り返している方や離職している期間が1年を超えている方など就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を一定期間試用雇用を行うことで、若年及び女性労働者の入職促進に取り組む中小建設事業主に対して助成するものです。
- ・トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）の利用にあたっては、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース（障害者短時間トライアルコースは除く）、**新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース**又は**新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース**（以下、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース等対象コース）と表します。）の支給決定を受けることが要件となります。

## 2. 受給できる中小建設事業主

次の要件のいずれにも該当する中小建設事業主※

- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・雇用保険法施行規則によるトライアル雇用助成金（一般トライアルコース等対象コース）の支給決定を受けるものであること
- ・雇用管理責任者を選任していること

※中小建設事業主とは、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下、又は常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

令和2年度における雇用保険料率が12/1000の適用を受ける事業主が対象です。

## 3. 算定の対象となる建設労働者

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース等対象コース）の対象となった者のうち、次の要件のいずれも満たす者

- ・トライアル雇用の開始日時時点で35歳未満の者又は女性
- ・主として建設工事現場での現場作業（左官、大工、鉄筋工、配管工など）に従事する者又は施工管理を行う者（設計、測量、経理、営業などに従事する者は対象となりません）

※「主として」とは実労働時間の半分を超える時間を従事することをいいます。

## 4. 助成額

算定の対象となる建設労働者1人につき、月額4万円（新型コロナウイルス感染症対応短時間コースは2.5万円）です（1人につき最長3か月まで）。トライアル雇用助成金（一般トライアルコース等対象コース）で認定された就労日数の割合により下表のとおり算出します。

割合	支給対象コース	支給額（月額）	
		・一般トライアルコース ・障害者トライアルコース ・新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース	・新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース
75% ≤ A		4万円	2.5万円
50% ≤ A < 75%		3万円	1.87万円
25% ≤ A < 50%		2万円	1.25万円
0% < A < 25%		1万円	0.62万円
A = 0%		不支給	不支給

## 5. 手続き

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース等対象コース）と同じく、申請に係るトライアル雇用期間が終了した日（トライアル雇用労働者がトライアル雇用期間の途中で離職した場合は、当該離職日、トライアル雇用期間の途中で常用雇用へ移行した場合は、当該常用雇用移行日の前日）の翌日から起算して2か月以内に島根労働局（郵送の場合は労働局必着）に提出してください。

申請書の提出及び問い合わせはこちらまで

島根労働局職業安定部職業対策課 建設助成金グループ

〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

電話0852-20-7022 FAX0852-20-7025